

# 大豆供給円滑化推進事業補助金交付事務取扱要領

制定 令和6年3月21日付け農産第1502号農政部長通知

## 第1 趣旨

大豆供給円滑化推進事業補助金交付等要綱（令和5年12月1日付け5農産第2847号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）第5に規定する事業実施計画の承認及び変更手続並びに交付等要綱第7に規定する補助金の交付については、交付等要綱、大豆供給円滑化推進事業実施要領（令和5年12月1日付け5農産第3263号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）、及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## 第2 事業実施計画の承認

- 1 実施要領第9の1の（1）の規定に基づき事業実施計画書を提出しようとする事業実施主体（実施要領第3の（1）で定める農業者団体に限る。）は、実施要領別記様式第1号により事業実施計画書（以下「事業計画」という。）を作成し、当該事業実施主体が所在する市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村に及ぶ場合にあつては、原則として、主に事業を行う区域を所管する市町村の長とする。以下同じ。）に提出するものとする。ただし、事業実施主体が実施要領第3の（1）で定める大豆の販売を業とする者である場合は、事業計画を知事に提出するものとする。
- 2 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画を総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 3 1の場合にあつて、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合（1のただし書きにより知事に事業計画を提出する場合を除く。）は、事業実施主体は、主に事業を行う区域を所管する市町村以外の関係する市町村長に当該事業計画の写しを送付するものとする。
- 4 1により事業計画の提出を受けた市町村長は、採択要件、審査基準のほか、当該市町村の農業振興に係る方針との整合性等に照らし適切と認めた場合は、当該事業計画を総合振興局長等に提出するものとする。
- 5 4により事業計画の提出を受けた総合振興局長等は、当該事業計画が、採択要件、審査基準のほか、道の農業振興に係る方針との整合性等に照らし適切と認めたときは、当該事業計画の承認を農政部長に協議するものとする。
- 6 5の協議を受けた農政部長は、実施要領第9の1の（2）の規定に基づく都道府県計画の協議を終了したときは、速やかに当該総合振興局長等に通知するものとし、この通知を受けた総合振興局長等は、提出のあった事業計画を承認し、市町村長に通知するものとする。

なお、1のただし書きにより提出された事業計画については、知事が承認し、事業実施主体に通知する。

## 第3 事業計画の変更

事業実施主体は、承認を受けた事業計画について、次の場合にあつては、第2に準じて事業計画の変更手続きを行うものとする。

- （1）事業の追加、中止又は廃止
- （2）事業実施主体ごとの事業費の30パーセントを超える増又は補助金の増
- （3）事業実施主体ごとの事業費又は補助金の30パーセントを超える減

#### 第4 補助金の交付申請書類

規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、市町村長又は事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が第2に準じ、知事又は総合振興局長等に対し行うものとする。

- (1) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
- (2) 経費の配分調書（農政第18号様式）
- (3) 事業予算書（農政第20号様式）
- (4) 資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村長である場合を除く。）
- (5) 大豆供給円滑化推進事業実施計画書（農政第230号様式）
- (6) 納税対応状況申出書（別記第1号様式）

#### 第5 補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、大豆供給円滑化推進事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に交付等要綱に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者が該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額とを合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかなきときは、補助対象経費に補助率等を乗じた額から、当該事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じた額の範囲内で交付申請を行うものとする。

なお、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

補助金等交付申請額

$$= (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \text{事業実施主体における消費税等仕入控除税額}$$

#### 第6 補助金の交付の決定等の通知

- 1 知事又は総合振興局長等は、当該申請について規則第4条による審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第2号様式に掲げる指令書により行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第3号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体における消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - (2) 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業実施主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式によりその金額（実績報告におい

て、(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の5月31日までに、同様式により知事又は総合振興局長等に報告しなければならない。

- 4 前項(2)のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の6月15日までに農政部長に報告するものとする。
- 5 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第5号様式で補助事業者へ通知をするものとする。
- 6 補助事業者が、事業実施主体に対し補助金を財源とする助成(以下「間接補助事業」という。)を行う場合にあっては、当該補助金の交付決定に当たって、別記第2号様式において定める条件及び3に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「総合振興局長等」に代えて、補助事業者の名称及び代表者名を記載するものとする。

## 第7 申請の取下げ

- 1 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受領した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を総合振興局長等に提出して申請を取り下げることができるものとする。
- 2 総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、遅滞なく、農政部長に報告するものとする。

## 第8 契約等

- 1 大豆供給円滑化推進事業に係る事業の事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。
- 2 事業実施主体は、1により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記第6号様式により農林水産省の機関及び国土交通省北海道開発局から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者が間接補助事業を行う場合にあっては、当該補助金の交付決定に当たって、事業実施主体に対し1及び2に定める条件と同一の条件を付すこととする。

## 第9 事業の変更

- 1 補助事業者は、次に該当する変更において、知事又は総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第4に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業の追加、中止又は廃止
  - (3) 事業費の30パーセントを超える増又は補助金の増
  - (4) 事業費又は補助金の30パーセントを超える減

- 2 知事又は総合振興局長等は、1の変更を承認するときには、別記第7-1号様式又は別記第7-2号様式の変更指令書で補助事業者へ通知するものとする。

#### 第10 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第8号様式で補助事業者へ通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、第3の（1）の規定に基づき事業の中止又は廃止に係る事業実施計画の変更の承認があった場合にあっては農政部長との協議は要しないものとする。

#### 第11 事業の執行の遅延又は不能

- 1 補助事業者は、補助対象事業が予定の期限までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第9号様式の事業遂行状況報告書を添えて、知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。  
また、遅延の場合で年度内に完了する見込みがないときには、併せて別記第10号様式の繰越等実施計画書を添付するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第11号様式で行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。ただし、年度内に完了する見込みがあるときには、協議を要しないものとする。

#### 第12 事情変更

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第8条により次のいずれかの措置をとるものとする。

（1）補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で補助事業者へ通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

（2）補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別記第12-5号様式で補助事業者へ通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の（1）により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

#### 第13 概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書及び関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第13-1号様式で補助事業者へ通知するものとする。

- 3 知事又は総合振興局長等は、資金不足が生じないと認められるときは、別記第13-2号様式により概算払をしない理由を付して補助金等概算払申請書を提出した者に通知するものとする。

#### 第14 事業遂行状況報告

知事又は総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第9号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

#### 第15 事業の遂行命令

- 1 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第14-1号様式で補助事業者はその遂行を命ずるものとする。
- 2 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が1の命令に従わないときには、別記第14-2号様式で補助事業者は補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第14-3号様式で補助事業者は一時停止の解除を命ずるものとする。
- 4 知事又は総合振興局長等は、補助事業者が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	別記第12-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

#### 第16 実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写し等、事業の実績内容を示した書類を添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第15号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

- (1) 補助金等精算書（農政第29号様式）
- (2) 事業精算書（農政第31号様式）
- (3) 大豆供給円滑化推進事業実績書（農政第230号様式）

#### 第17 補助金の確定額

補助金の確定額は、補助事業に要した経費のうち、事業の内容ごとに掲げる経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等に乗じて得た額の合計額とする。

#### 第18 額の確定

- 1 知事又は総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第16-1号様式で行うものとする。

- 2 知事又は総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第16-2号様式で補助事業者はその超過額の返還を命ずるものとする。
- 3 補助事業者は、1による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に変わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17に準じて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。
- 4 総合振興局長等は、3に基づく実績報告書の提出を受けたときは、1及び2に準じて改めて額の確定を行うものとする。

#### 第19 交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受理したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第17号様式の補助金交付状況報告書に第16の補助事業等実績報告書の写し1部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

#### 第20 帳簿及び書類の備付け

- 1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。
- 2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

#### 第21 交付決定の取消し及び補助金返還

- 1 知事又は総合振興局長等は、第12及び第15の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
  - (1) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事又は総合振興局長等の処分若しくは指示に違反したとき。
  - (2) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適當な行為をしたとき。
  - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
  - (5) 規則第23条第1項の規定に違反したとき。
- 2 知事又は総合振興局長等は、1について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第12-1号様式	別記第12-2号様式
一部の取消し	別記第12-3号様式	額の確定前 別記第12-4号様式 額の確定後 別記第12-6号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

## 第22 補助事業者等に対する調査等

知事又は総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の2により補助事業者及び事業実施主体に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

## 第23 事業実施の経過報告

- 1 実施要領第13による事業実施の経過報告について、事業実施主体は、当該事業実施主体が所在する市町村長を経由して事業実施の経過報告書（以下「経過報告書」という。）を総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第2の1のただし書きにより知事に事業計画を提出した事業実施主体は、経過報告書を市町村長を経由せず知事に報告することができるものとする。
- 2 1の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合（第2の1のただし書きにより知事に事業計画を提出した場合を除く。）は、事業実施主体は、主に事業を行う区域を所管する市町村以外の関係する市町村長に経過報告書の写しを送付するものとする。
- 3 1により経過報告書の提出を受けた総合振興局長等は、農政部長に経過報告書を提出するとともに、その内容について検討評価し、その結果を報告するものとする。

## 附則（令和6年3月21日付け農産第1502号）

- 1 この要領は、令和6年3月21日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和6年4月1日から適用する。ただし、実施要領第7で定める日以降の取組を支援対象とすることができるものとする。